

大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループに関する規程の制定について

1 経緯

令和 6 年 2 月 26 日開催、令和 5 年度第 2 回大竹市地域公共交通活性化協議会において、議案第 2 号「大竹市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について」が承認された。

改正の内容としては、道路運送法の改正により、令和 5 年 10 月 1 日以降に運賃の改定を行う場合は、法定のメンバーで協議し、その結果を公共交通活性化協議会へ報告して運賃の改定を行う必要があるため、協議会に当該運賃について協議を行うワーキンググループを置くことができるよう、規約改正を行ったところである。

2 案の要旨（制定の理由）

大竹市地域公共交通活性化協議会規約第 12 条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃及び料金を協議することを目的に設置するワーキンググループの組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

3 内容

別紙「大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループに関する規程（案）」のとおり

4 施行日

令和 6 年 11 月 1 日（予定）

5 ワーキンググループ会合開催予定

次回の大竹市地域公共交通活性化協議会と同日に別途行う。グループメンバーには事務局から別途連絡する。

大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループに関する規程 (案)

(趣旨)

第1条 この規程は、大竹市地域公共交通活性化協議会規約第12条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議することを目的に設置するワーキンググループ（以下「運賃協議WG」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(事務所)

第2条 運賃協議WGは、事務所を広島県大竹市小方一丁目11番1号大竹市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 運賃協議WGは、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 路線等に係る運賃等
- (2) 運賃協議WGの運営方法その他運賃協議WGが必要と認める事項

(座長)

第4条 座長は、次条第1号の者をもって充てる。

2 座長は、運賃協議WGを代表し、その会務を総理する。

(委員)

第5条 運賃協議WGを組織する委員は、協議会の委員のうち、次に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする運行事業者の代表者
- (3) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (4) 関係住民の意見を代表する者として、座長が指名する者

(会議)

第6条 運賃協議WGの会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 会議の議決方法は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は会議の決定により公開しないことができる。

- (1) 大竹市情報公開条例（平成11年条例第21号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。

(協議結果の報告)

第7条 会議において協議が整った事項について、座長はその協議結果を協議会に

報告するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、協議会会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

